

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成30年

目 次

議案第 108 号	平成30年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 109 号	平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計予算	17
議案第 110 号	平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	21
議案第 111 号	平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	24
議案第 112 号	平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	27
議案第 113 号	平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	30
議案第 114 号	平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	33
議案第 115 号	鎌倉市本庁舎等整備委員会条例の制定について	36
議案第 116 号	鎌倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定について	38
議案第 117 号	鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例の制定について	40
議案第 118 号	鎌倉市市有財産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 119 号	鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 120 号	鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第 121 号	鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 122 号	鎌倉市手数料条例及び鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 123 号	鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 124 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 125 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第 126 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第 127 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第 128 号	鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例の制定について	80

議案第 129 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	82
議案第 130 号	鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	85
議案第 131 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	87
議案第 132 号	鎌倉市教育文化施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	89
議案第 133 号	鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	91
議案第 134 号	鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	93

議案第 108 号

平成30年度鎌倉市一般会計予算

平成30年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,752,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	市税	35,465,284
	5 市民税	17,504,180
	10 固定資産税	13,643,170
	15 軽自動車税	151,119
	20 市たばこ税	760,365
	30 都市計画税	3,406,450
10	地方譲与税	306,000
	8 地方揮発油譲与税	85,000
	10 自動車重量譲与税	221,000
15	利子割交付金	50,000
	5 利子割交付金	50,000
16	配当割交付金	240,000
	5 配当割交付金	240,000
17	株式等譲渡所得割交付金	260,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	260,000
19	地方消費税交付金	2,953,400
	5 地方消費税交付金	2,953,400
20	ゴルフ場利用税交付金	25,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	25,000
30	自動車取得税交付金	130,000
	5 自動車取得税交付金	130,000
33	地方特例交付金	110,000
	5 地方特例交付金	110,000
35	地方交付税	25,000
	5 地方交付税	25,000
40	交通安全対策特別交付金	22,000

款	項	金額
		千円
	5 交通安全対策特別交付金	22,000
45	分担金及び負担金	670,014
	5 負担金	670,014
50	使用料及び手数料	1,298,398
	5 使用料	507,615
	10 手数料	769,007
	15 証紙収入	21,776
55	国庫支出金	7,147,175
	5 国庫負担金	5,797,575
	10 国庫補助金	1,318,991
	15 委託金	30,609
60	県支出金	3,318,478
	5 県負担金	2,213,065
	10 県補助金	777,806
	15 委託金	327,607
65	財産収入	362,473
	5 財産運用収入	56,121
	10 財産売却収入	306,352
70	寄附金	322,254
	5 寄附金	322,254
75	繰入金	2,492,204
	5 基金繰入金	2,490,204
	10 他会計繰入金	2,000
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000
85	諸収入	2,199,920

款	項	金額
		千円
	5 延滞金加算金及び過料	138,001
	10 市預金利子	300
	15 貸付金元利収入	1,562,088
	25 雑入	499,531
90 市債		1,755,300
	5 市債	1,755,300
歳 入 合 計		59,752,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	議会費	445,792
	5 議会費	445,792
10	総務費	7,335,874
	5 総務管理費	5,945,767
	10 徴税費	733,248
	15 戸籍住民基本台帳費	505,340
	20 選挙費	64,435
	25 統計調査費	28,109
	30 監査委員費	58,975
15	民生費	23,901,826
	5 社会福祉費	12,027,049
	10 児童福祉費	9,659,223
	15 生活保護費	2,214,461
	20 災害救助費	1,093
20	衛生費	6,046,613
	5 保健衛生費	1,737,175
	10 清掃費	4,007,492
	15 環境対策費	301,946
25	労働費	85,466
	5 労働諸費	85,466
30	農林水産業費	219,449
	5 農業水産業費	219,449
35	商工費	658,893
	5 商工費	658,893
40	観光費	425,939
	5 観光費	425,939

款	項	金額
		千円
45	土木費	7,490,148
	5 土木管理費	1,495,347
	10 道路橋りょう費	1,081,358
	15 河川費	184,490
	20 都市計画費	4,494,619
	25 住宅費	234,334
50	消防費	2,601,037
	5 消防費	2,601,037
55	教育費	5,579,180
	5 教育総務費	1,636,267
	10 小学校費	1,177,940
	15 中学校費	703,992
	20 社会教育費	1,684,788
	25 保健体育費	376,193
60	公債費	3,907,151
	5 公債費	3,907,151
65	諸支出金	1,005,532
	5 土地開発公社費	1,005,532
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	59,752,900

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館大ホール 特定天井改修事業	371,000	30	50,000
				31	321,000
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅東口駅前広場整備事業	553,630	30	205,467
				31	348,163

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
次期基本計画策定支援 業務委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	19,764
固定資産評価資料作成 業務委託事業費	平成30年度から 平成32年度まで	20,585
戸籍証明コンビニ交付 システム導入委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	8,640
コンビニ交付関連システム 改修委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	10,800
公営ポスター掲示板 設置撤去業務委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	7,741
選挙公報各戸配布 業務委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	1,811
投票管理システム 運用支援委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	1,741

事 項	期 間	限 度 額
選挙人名簿システム 運用支援委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 1,741
投票所機材搬入・ 撤去業務委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	1,755
投票事務従事者 派遣業務事業費	平成30年度から 平成31年度まで	5,066
投票所警備委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	567
子育て支援事業計画改定 ニーズ量調査及び 計画策定業務委託事業費	平成31年度まで	7,993
市営住宅集約化PFI事業 アドバイザー委託事業費	平成31年度まで	9,072
学校トイレ改修事業費	平成31年度から 平成32年度まで	1,831,000

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理等 委託事業費 (深沢小学校・ 山崎小学校)	平成 30 年 度 か ら 平成 33 年 度 ま で	千円 基準日における1校当たり 1日の推計給食数が601食 から700食までは69,000千 円、701食から800食までは 75,000千円、801食から900 食までは78,000千円、901 食から1,000食までは 81,000千円を平成31年度か ら平成33年度までの基本額 とし、これに消耗品費とし て1食当たり10円を推計総 給食数に乗じて得た額を加 えた額に消費税相当額を加 えた額の合計額。
小学校給食調理等 委託事業費 (小坂小学校・ 今泉小学校)	平成 30 年 度 か ら 平成 33 年 度 ま で	基準日における1校当たり 1日の推計給食数が401食 から500食までは60,000千 円、501食から600食までは 63,000千円、601食から700 食までは69,000千円、701 食から800食までは75,000 千円を平成31年度から平成 33年度までの基本額とし、 これに消耗品費として1食 当たり10円を推計総給食数 に乗じて得た額を加えた額 に消費税相当額を加えた額 の合計額。
平成 12 年 度 以 前 に 土地開発公社により 先行取得をした 公共事業用地買収費	平成 30 年 度 か ら 平成 39 年 度 ま で	3,474,406
鎌倉市土地開発公社の 資金借入れに伴う金融機関 等に対する債務保証 (平成30年度設定分)	平成 30 年 度 か ら 平成 31 年 度 ま で	3,707,949

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設 整備事業費	千円 37,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
本庁舎等施設 整備事業費	60,000	同上	同上	同上
緊急防災基盤 整備事業費	65,300	同上	同上	同上
社会福祉施設 整備事業費	160,200	同上	同上	同上
清掃施設 整備事業費	121,200	同上	同上	同上
農道整備事業費	14,900	同上	同上	同上
観光施設 整備事業費	69,600	同上	同上	同上
道路整備事業費	461,000	同上	同上	同上
都市計画事業費	468,000	同上	同上	同上
消防施設 整備事業費	101,200	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業費	171,600	同上	同上	同上
社会教育施設 整備事業費	11,400	同上	同上	同上
史跡保存事業費	13,400	同上	同上	同上
合計	1,755,300			

議案第 109 号

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,849,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	分担金及び負担金	8,355
	5 負担金	8,355
10	使用料及び手数料	2,600,187
	5 使用料	2,599,382
	10 手数料	805
15	国庫支出金	115,842
	5 国庫補助金	115,842
25	繰入金	2,359,275
	5 他会計繰入金	2,359,275
30	繰越金	100,000
	5 繰越金	100,000
35	諸収入	14,341
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	4,150
	15 雑入	10,181
40	市債	1,651,600
	5 市債	1,651,600
	歳 入 合 計	6,849,600

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	2,074,373
	5 下水道総務費	2,074,373
10	事業費	636,357
	5 下水道整備費	636,357
15	公債費	4,133,870
	5 公債費	4,133,870
20	予備費	5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		6,849,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,651,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 110 号

平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	使用料及び手数料	6,284
	5 使用料	6,284
10	繰入金	15,616
	5 他会計繰入金	15,616
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
	歳 入 合 計	23,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	21,900
	5 事業費	21,900
15	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		23,900

平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,273,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	国民健康保険料	4,190,748
	5 国民健康保険料	4,190,748
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	1
	10 国庫補助金	1
25	療養給付費交付金	1
	5 療養給付費交付金	1
30	県支出金	12,200,112
	3 県負担金・補助金	12,200,112
38	財産収入	3
	5 財産運用収入	3
40	繰入金	1,833,049
	5 他会計繰入金	1,833,048
	10 運営基金繰入金	1
45	繰越金	20,000
	5 繰越金	20,000
50	諸収入	29,382
	5 延滞金及び過料	14,645
	10 雑入	14,737
	歳 入 合 計	18,273,300

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	239,479
	5 総務管理費	153,666
	10 徴収費	85,207
	15 運営協議会費	606
10	保険給付費	11,956,983
	5 療養諸費	10,537,942
	10 高額療養費	1,333,207
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	71,434
	25 葬祭諸費	14,000
11	国民健康保険事業費納付金	5,718,032
	5 医療給付費分	3,881,480
	10 後期高齢者支援金等分	1,342,925
	15 介護納付金分	493,627
20	共同事業拠出金	10
	5 共同事業拠出金	10
25	保健事業費	181,792
	3 特定健康診査等事業費	165,930
	5 保健事業費	15,862
27	基金積立金	3
	5 基金積立金	3
30	諸支出金	167,001
	5 償還金利子及び還付加算金	167,001
35	予備費	10,000
	5 予備費	10,000
	歳 出 合 計	18,273,300

議案第 112 号

平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ409,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 409,800
	5 他会計繰入金	409,800
	歳 入 合 計	409,800

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		千円 409,800
	5 公債費	409,800
	歳 出 合 計	409,800

平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,628,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,571,486
	5 介護保険料	3,571,486
15	国庫支出金	3,586,569
	5 国庫負担金	2,796,872
	10 国庫補助金	789,697
20	県支出金	2,352,371
	5 県負担金	2,236,282
	15 県補助金	116,089
25	支払基金交付金	4,449,950
	5 支払基金交付金	4,449,950
30	財産収入	331
	5 財産運用収入	331
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	2,656,459
	5 一般会計繰入金	2,450,400
	10 基金繰入金	206,059
45	繰越金	11,195
	5 繰越金	11,195
50	諸収入	38
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	36
	歳入合計	16,628,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	369,519
	5 総務管理費	369,519
10	保険給付費	15,486,627
	5 介護サービス等諸費	15,486,627
12	地域支援事業費	750,722
	5 地域支援事業費	750,722
25	基金積立金	10,131
	5 基金積立金	10,131
30	諸支出金	11,201
	5 償還金及び還付加算金	11,201
35	予備費	200
	5 予備費	200
	歳 出 合 計	16,628,400

議案第 114 号

平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,537,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,326,163
	5 後期高齢者医療保険料	3,326,163
10	繰入金	2,183,458
	5 一般会計繰入金	2,183,458
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,979
	5 延滞金、加算金及び過料	479
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,000
	歳 入 合 計	5,537,600

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	103,582
	5 総務管理費	103,582
10	広域連合納付金	5,419,018
	5 広域連合納付金	5,419,018
15	諸支出金	13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	5,537,600

議案第 115 号

鎌倉市本庁舎等整備委員会条例の制定について

鎌倉市本庁舎等整備委員会条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市役所本庁舎等の整備に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市本庁舎等整備委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市本庁舎等整備委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市役所本庁舎等（以下「本庁舎等」という。）の整備に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市本庁舎等整備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本庁舎等の整備に係る基本構想の策定に関する事。
- (2) 本庁舎等の整備に係る基本計画の策定に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本庁舎等の整備に必要な方針等の策定に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 116 号

鎌倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定について

鎌倉市自殺対策計画推進委員会条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく鎌倉市自殺対策計画の策定及び推進に関し調査審議する鎌倉市自殺対策計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市自殺対策計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく鎌倉市自殺対策計画（以下「計画」という。）に関し調査審議を行う鎌倉市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び推進に関し調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 労働安全衛生に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 117 号

鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の
解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例
の制定について

鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発
生防止のための支援及び措置に関する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

住居における物品等の堆積による不良な状態の発生防止及び解消
のための支援及び措置について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良な状態 物品等の堆積により、次のいずれかの状態が生じているなど、当該物品等が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ゴキブリ、ねずみ等の害獣虫が発生している状態
 - ウ 火災等又は通行上の危険が発生するおそれがある状態
- (2) 堆積物 堆積することにより不良な状態の原因となっている物品等をいう。
- (3) 堆積者 物品等を堆積させることにより、自らが居住する建物等に不良な状態を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- (4) 建物等 市内に存する建物（共同住宅その他これに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）及びその敷地をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者をいう。
- (6) 支援 市又は地域住民、関係機関その他の関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる不良な状態の解消及び発生防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- (7) 措置 第9条から第11条までに規定する建物等における不良な状態の解消を図るための対策をいう。

(基本方針)

第3条 建物等における不良な状態の解消及び発生防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- (1) 建物等における不良な状態は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。

- (2) 建物等における不良な状態の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市及び地域住民等並びに堆積者が協力して、建物等における不良な状態の発生の防止に努めるとともに、不良な状態の解消のために必要と認める場合は、解消に向けた対策を行うこと。
- (4) 建物等における不良な状態の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

(市の責務)

第4条 市は、市民が居住する建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態になるおそれがあるときは、前条の基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、その居住する建物等を不良な状態にしてはならない。

- 2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域に存する建物等が不良な状態になることのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、第1条の目的を達成するため、市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 建物等の所有者又は管理者(当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めなければならない。

- 2 建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努めなければならない。
- 3 建物等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第7条 市長は、建物等における不良な状態の解消及び発生の防止を図るため、堆積者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、建物等における不良な状態の解消及び発生の防止を図るために必要があると認めるときは、当該建物等における物品等の堆積の状態を可能な限り調査し、把握した上で、堆積者及び地域住民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行う

ものとする。

- 2 市長は、堆積者に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。
- 3 市長は、建物等における不良な状態を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、不良な状態の解消のために必要な堆積物の排出支援を行うことができる。
- 4 市長は、建物等における不良な状態を解消した場合においては、再び建物等における不良な状態が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

（調査等）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等における不良な状態の内容、当該建物等の使用及び管理の状況並びに当該建物等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、当該堆積者に対して報告を求め、又は当該建物等の所有者等、堆積者の親族その他関係者に対して調査することができる。

- 2 市長は、堆積者を確知することができないときは、不良な状態にある建物等の所有者等その他関係者に対し、前項に規定する事項について必要な調査をすることができる。
- 3 市長は、堆積者及び不良な状態にある建物等の所有者等を確知することができない場合において、必要があると認めるときは、固定資産税の課税その他のこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で、不良な状態にある建物等の堆積者及び所有者等の連絡先等を確知するために有用な情報については、この条例の施行に必要な限度において利用することができる。
- 4 市長は、建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者若しくは当該建物等の所有者等その他関係者（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。
- 5 市長は、前項の規定により職員を建物等に立ち入らせようとするときは、当該建物等に係る堆積者又は当該建物等の所有者等にその旨を通知しなけれ

ばならない。ただし、当該堆積者又は当該所有者等にその旨を通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 6 第4項の規定による立入り、調査又は質問(以下「立入調査等」という。)を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な状態にある建物等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づく情報の提供を受けるために必要な限度において、同項の関係者に情報を提供することができる。
- 9 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は勧告)

- 第9条 市長は、第7条の規定による支援によって建物等における不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な状態を解消するための措置(以下「改善措置」という。)を行うよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、改善措置を行うよう期限を定めて勧告することができる。
 - 3 市長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該建物等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

(命令)

- 第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等の堆積者に対し、期限を定めて改善措置を行うよう命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令については、第1条の目的達成のために必要な限度において実施しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消に関する審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定による命令をするときは、当該命令を受けるべき堆

積者に対し、命令書を交付しなければならない。

(行政代執行)

第11条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によって当該命令に係る改善措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を堆積者から徴収すること(以下「代執行」という。)ができる。

2 市長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(対策会議)

第12条 市長は、市民が居住する建物等の不良な状態の解消及び発生防止の支援のために必要があるときは、関係機関の職員その他の関係者から多角的な意見を聴くとともに市と関係機関の職員その他の関係者が連携して不良な状態を解消するための協議を行うため、対策会議を開催することができる。

(審議会)

第13条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 第10条第1項の規定による命令及び第11条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) 建物等における不良な状態の解消及びその支援に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建物等における不良な状態の解消及びその支援に関し、第9条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告その他必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体が推薦する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(守秘義務)

第14条 審議会の委員及び第12条の対策会議に参加した者は、審議会及び対策会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 118 号

鎌倉市市有財産評価審査会条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市市有財産評価審査会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市市有財産評価審査会の委員の任期を延長するとともに、委員が欠けた場合の補欠委員の任期を前任者の残任期間とするものである。

鎌倉市市有財産評価審査会条例の一部を改正する条例
鎌倉市市有財産評価審査会条例（昭和29年4月条例第12号）の一部を次のよ
うに改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 委員は、再任されることができる。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第 119 号

鎌倉市個人情報保護条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に準じて、個人情報に関する必要な定義等を定めるものである。

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（個人識別符号が含まれるもの並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報のうち、特定個人情報以外のものを除く。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第2号から第7号までを1号ずつ繰下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第2条に次の1号を加える。

(10) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条中「次に掲げる事項についての個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

第22条の2第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第27条第6項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、改正後の第2条第10号の要配慮個人情報（改正前の第6条各号に掲げる事項を除く。）の取扱いに関し鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）が述べた意見は、改正後の第6条ただし書の規定により審議会が述べた意見とみなす。

議案第 120 号

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する任期付職員及び任期付短時間勤務職員を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部
を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項」を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2条の次に次の3条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限
って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に
は、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各
号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業
務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保する
ために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第2条の3 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のい
ずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場
合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供さ
れるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提
供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維
持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務
に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、
短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤
務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが
当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任
期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条
第1項の規定による承認

(2) 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17

号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第3項に規定する介護休暇の承認

(任期の特例)

第2条の4 法第6条第2項の条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第3条を次のように改める。

(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

2 任命権者は、第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条に定める場合にあつては、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

第4条第1項中「規定により」の次に「任期を定めて」を加え、「鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和31年6月条例第17号)」を「勤務時間条例」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2条の2任期付職員」という。)には、勤務時間条例第3条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬として、給料月額189,400円を支給する。

4 第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2条の3任期付短時間勤務職員」という。)には、勤務時間条例第3条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬として、前項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た額を給料として支給する。

第5条第1項中「特定任期付職員」の次に「、第2条の2任期付職員及び第2条の3任期付短時間勤務職員」を加え、同条第2項中「規定により」の次に「任期を定めて」を加え、「(以下「一般任期付職員」という。)」を削る。

第6条第1項中「第15条の2まで」の次に「、第16条の2」を加え、同条に次の2項を加える。

3 給与条例第6条及び第9条の規定は、第2条の2任期付職員及び第2条の3任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 給与条例第10条及び第10条の3の規定は、第2条の3任期付短時間勤務職員には適用しない。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に改める。

第6条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。

第11条第2項第2号並びに第13条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(職員の任用に関する条例の一部改正)

3 鎌倉市職員の任用に関する条例（昭和31年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定により採用される」を「に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

4 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び法」を「及び地方公務員法」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条に次の1号を加える。

- (5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(i) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ii) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2の次に次の2条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子

について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第2項に規定する特別休暇であって規則で定めるものを受け、勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的

な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合
(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

第4条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条の2 任命権者は、法第6条第3項の規定により同項に規定する職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第8条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)とする。

- (1) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第9条第1項中「鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第3条」を「勤務時間条例第3条第5項」に改め、同条第2項中「として、」を「としての」に改め、「ための時間」の次に「又は同条第3項に規定する介護時間（以下「育児時間等」という。）」を加え、「特別休暇」を「休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（以下「休業対象時間」という。）を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあつては、休業対象時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

議案第 121 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員の報酬を改め
るものである。

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

選挙管理委員会委員の補充員	同	11,400円	を
選挙管理委員会委員の補充員	同	11,400円	に、
情報公開・個人情報保護審査会会長	同	20,000円	
同 委員	同	16,000円	
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日額	長 12,000円以内 委員10,000円以内	を
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに情報公開・個人情報保護審査会、介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日額	長 12,000円以内 委員10,000円以内	に

改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 122 号

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市事務分掌条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

道水路境界点及び公共基準点に関する成果表等の交付手数料を定
めるとともに、運用に合わせて文言を改めるほか、建築基準法の一
部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第38項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同部都市整備部関係の款第1項中「土地境界査定図の」を「土地境界確定図の」に、「土地境界査定図交付手数料」を「土地境界確定図交付手数料」に改め、同款第2項中「査定」を「確定」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 道水路境界点及び公共基準点に関する成果表並びに公共基準点の記の交付	成果表及び公共基準点の記交付手数料	1枚につき 50円
-------------------------------------	-------------------	--------------

(事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成29年12月条例第28号)の一部を次のように改正する。

付則第3項鎌倉市手数料条例の別表市長の部総務部関係の款の前に1款を加える改正規定中「土地境界査定図の」を「土地境界確定図の」に、「土地境界査定図交付手数料」を「土地境界確定図交付手数料」に、「の査定」を「の確定」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 123 号

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」外3施設の利用定員を変更するとともに、鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」及び鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するほか、鎌倉青少年会館の和室を廃止し、子どもの家として使用できるよう必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する
条例

(子どもの家条例の一部改正)

第1条 鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「同項第1号又は第2号に掲げる日の利用時間を午後7時まで」を「次の各号に掲げる日の利用時間を当該各号に定める時間において」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる日 午後7時まで
- (2) 前項第2号に掲げる日 午前7時15分から午前8時15分まで
- (3) 前項第3号に掲げる日 午前7時30分から午前8時30分まで

第4条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設にあつては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、次の各号に掲げる日の利用時間を当該各号に定める時間において延長することができる。ただし、午後8時から午後9時までの間において、利用時間を延長しようとするときは、保護者と指定管理者で協議を行うものとする。

- (1) 第1項第1号に掲げる日 午後7時から午後9時まで
- (2) 第1項第2号に掲げる日 午前7時から午前7時15分まで又は午後7時から午後9時まで
- (3) 第1項第3号に掲げる日 午前7時から午前7時30分まで又は午後5時30分から午後9時まで

第8条第1項中「別表第3の1の項及び2の項」を「別表第3の1の項から3の項まで」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、災害その他市長が特に必要と認める場合において、別に定める子どもの家に児童を臨時に入所させた者の当該児童に係る利用料は、無料とする。

別表第1 鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」の項中「54人」を「50人」に改め、同表鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」の項中「80人」を「53人」に改め、同表鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項中「同 御成町18番10号」を「同 御成町18番35号」に、「97人」を「62人」に改め、同表鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」の項中「102人」を「51人」に改める。

別表第2 鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の項の前に次のように加える。

鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」
鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条）

利用時間	利用料の額又は利用料の上限額	
1 第4条第1項に規定する利用時間	1人につき月額	5,000円 (2,500円)
2 第4条第2項第1号の規定により延長した時間	1人につき月額	2,300円 (1,150円)
3 第4条第2項第2号及び第3号の規定により延長した時間	1人につき月額	2,300円 (1,150円)
4 第4条第3項の規定により延長した時間	1人につき、1日の延長時間1時間当たり月額	2,300円 (2,300円)

備考 同一の世帯に属する2人以上の児童が子どもの家を利用する場合における2人目以降の児童の利用料の額又は利用料の上限額については、()内の額とする。

(青少年会館条例の一部改正)

第2条 鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）の一部を次のように改める。

別表鎌倉青少年会館の部和室の項を削る。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鎌倉市子どもの家条例第8条の改正規定（同条第1項の改正規定を除く。） 平成30年6月9日
- (2) 第1条中鎌倉市子どもの家条例第4条第2項及び第3項の改正規定、第8条第1項の改正規定並びに別表第3の改正規定 平成30年7月1日
- (3) 第1条中鎌倉市子どもの家条例別表第1の改正規定（鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項に係る部分を除く。）及び別表第2の改正規定（鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項に係る部分を除く。）並びに第2条の規定 平成31年4月1日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 124 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後子ども総合プランに基づき、新たに開設する放課後子ども
ひろばの名称及び位置を定めるとともに、必要な規定の整備を行う
ものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部
を改正する条例

(放課後子どもひろば条例の一部改正)

第1条 鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条中「子どもひろば」を「別表第2に掲げる子どもひろば（以下「指定管理施設」という。）」に改める。

第4条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「第1項の規定にかかわらず、指定管理施設にあっては」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設以外の子どもひろばにあっては、市長が必要があると認めるときは、休所日に臨時に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

第5条第2項中「指定管理者」を「指定管理施設以外の子どもひろばにあっては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者」に改める。

第6条第2項中「指定管理者」を「指定管理施設以外の子どもひろばにあっては市長が特に必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者」に改める。

第8条中「指定管理者」を「市長（指定管理施設にあっては指定管理者とする。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置
放課後子どもひろば にかいどう	鎌倉市二階堂 912 番地 1
放課後子どもひろば だいいち	同 由比ガ浜二丁目 9 番 13 号
放課後子どもひろば おなり	同 御成町 18 番 35 号
放課後子どもひろば ふかさわ	同 梶原一丁目 11 番 1 号
放課後子どもひろば おさか	同 大船 2135 番地
放課後子どもひろば せきや	同 関谷 468 番地 1

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条）

指定管理施設
放課後子どもひろば だいいち

放課後子どもひろば おなり
放課後子どもひろば ふかさわ
放課後子どもひろば せきや

(子ども会館条例の一部改正)

第2条 鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市二階堂子ども会館の項、鎌倉市第一子ども会館の項及び鎌倉市小坂子ども会館の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中鎌倉市放課後子どもひろば条例別表第1（放課後子どもひろば おなりの項に係る部分に限る。）及び別表第2（放課後子どもひろば おなりの項に係る部分に限る。）の改正規定は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 125 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 126 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

多子世帯等の負担軽減を図るため、現在半額となっている児童の
保育料を無料とするものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条・第6条の2）

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料

区分		保育料の額
1	政令第4条第1項第5号に掲げる者	円 0
2	政令第4条第1項第4号に掲げる者	3,000
3	政令第4条第1項第3号に掲げる者	14,100
4	政令第4条第1項第2号に掲げる者	20,500
5	政令第4条第1項第1号に掲げる者	25,700

備考

- 1 支給認定保護者が、政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合におけるこの表の適用については、2の項中「3,000」とあり、及び3の項中「14,100」とあるのは「0」とする。
- 2 この表の2の項から5の項までに該当する支給認定保護者であって、当該支給認定保護者に係る特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いるものに係る特定被監護者等のうち最年長者以外の特定被監護者等に関する保育料は、無料とする。

(2) 政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料

区分		保育料の額			
		政令第4条第2項に掲げる支給認定保護者		政令第4条第3項に掲げる支給認定保護者	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者	標準時間認定保護者	短時間認定保護者
1	政令第4条第2項第8号に掲げる者	円 0	円 0	円 0	円 0
2	政令第4条第2項第7号に掲げる者	0	0	0	0

3	所得割を課されない支給認定保護者（前2項に掲げる者を除く。）		5,200	5,100	6,700	6,600
4	政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が次の額である支給認定保護者（前3項に掲げる者を除く。）	48,600円未満	7,500	7,400	9,000	8,900
5		48,600円以上 64,800円未満	11,100	10,900	12,700	12,500
6		64,800円以上 80,900円未満	15,200	14,900	17,200	16,900
7		80,900円以上 97,000円未満	18,900	18,600	21,600	21,200
8		97,000円以上 121,000円未満	22,100	21,700	26,600	26,100
9		121,000円以上 154,000円未満	24,800	24,400	33,700	33,100
10		154,000円以上 169,000円未満	26,700	26,200	40,600	39,900
11		169,000円以上 213,000円未満	28,300	27,800	45,100	44,300
12		213,000円以上 257,000円未満	30,100	29,600	49,500	48,700
13		257,000円以上 301,000円未満	31,600	31,100	52,800	51,900
14		301,000円以上 333,000円未満	32,900	32,300	54,700	53,800
15		333,000円以上 365,000円未満	34,200	33,600	56,800	55,800
16		365,000円以上 397,000円未満	35,300	34,700	59,000	58,000
17		397,000円以上 456,000円未満	36,700	36,100	65,900	64,800
18		456,000円以上 515,000円未満	38,100	37,500	72,800	71,600
19		515,000円以上	39,600	38,900	79,700	78,300

備考

- この表中「標準時間認定保護者」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たり11時間までの保育必要量の認定を受けた支給認定保護者をいい、「短時間認定保護者」とは同項の規定により1日当たり8時間までの保育必要量の認定を受けた支給認定保護者をいう。
- この表の3の項中「所得割を課されない支給認定保護者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者をいう。

- 3 支給認定保護者が政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合であつて、当該支給認定保護者の同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときにおける当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する保育料は、この表の3の項から6の項までの規定にかかわらず、無料とする。
- 4 この表の3の項から19の項までに該当する支給認定保護者に係る政令第14条第1号又は第2号に規定する支給認定子ども及び同表3の項から5の項までに該当する支給認定保護者（当該支給認定保護者の政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が、57,700円未満であるときに限る。）に係る政令第14条の2第1項第1号又は第2号に規定する支給認定子どもに関する保育料は、それぞれ同表各項の規定にかかわらず無料とする。
- 5 法第29条第3項第2号の市町村が定める額のうち、法第7条第6項に規定する家庭的保育に係る保育料の額は、前2項の規定に該当する場合を除き、この表の各欄の額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、施行日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料は、なお従前の例による。

議案第 127 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課に関する基準等について、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養

費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条第1項中「、租税条約等」を「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等」に改める。

第14条の5中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第14条の5の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の

国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の5の5第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改める。

第14条の5の10中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第14条の6各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の10中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第25条の3第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（次号において「個人番号」という。）」に改

め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第25条の3第2項中「規定による届出」を「の届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条の5の5及び第25条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市国民健康保険条例第10の2、第10条の3、第12条第1項、第14条の5、第14条の5の2、第14条の5の10、第14条の6及び第14条の10の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 128 号

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国民健康保険法等の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険の
財政的主体となることから、基金の設置の趣旨を変更するものであ
る。

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険運営基金条例（平成14年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保険給付等の財源が不足する場合における当該不足額を埋めるための財源に充てるため」を「保険料収納金額の不足等財政状況の変動に備え、安定した国民健康保険事業の運営を図るため」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 129 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者の介護保険料率等を定めるものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分	割 合	保険料率
1	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	$\frac{45}{100}$	29,508円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	$\frac{62.5}{100}$	40,980円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者	$\frac{65}{100}$	42,624円
4	令第39条第1項第4号に掲げる者	$\frac{87}{100}$	57,048円
5	令第39条第1項第5号に掲げる者	$\frac{100}{100}$	65,568円
6	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{112.5}{100}$	73,764円
7	令第39条第1項第7号に掲げる者	$\frac{120}{100}$	78,684円
8	令第39条第1項第8号に掲げる者	$\frac{130}{100}$	85,248円
9	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{150}{100}$	98,352円
10	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{170}{100}$	111,468円
11	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{180}{100}$	118,032円

12	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{190}{100}$	124,584円
13	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{210}{100}$	137,700円
14	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{235}{100}$	154,092円
15	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{260}{100}$	170,484円
16	令第39条第1項第10号に掲げる者	$\frac{280}{100}$	183,600円

第4条第2項中「62,040円」を「65,568円」に改め、同条第3項第3号中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第4号中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第5号中「3,500,000円」を「4,000,000円」に改め、同条第4項中「 $\frac{47.5}{100}$ 」を「 $\frac{45}{100}$ 」に、「 $\frac{42.5}{100}$ 」を「 $\frac{40}{100}$ 」に、「29,472円」を「29,508円」に、「26,376円」を「26,232円」に改める。

付則第2項の前の見出し及び同項から付則第4項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、付則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 130 号

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成30年 2 月 7 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に
関する法律第6条第3項に基づき、引取りのない放置自転車等を売
却することについて、明確に規定するものである。

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条、第15条第1項及び第2項中「第12条第2項」を「第12条第2項、第3項」に改める。

第18条中「は、これを」を「であって、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第18条の規定は、施行日以後に移動する自転車等に適用し、施行日前に移動した自転車等は、なお従前の例による。

議案第 131 号

鎌倉市火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の製造所等の設置許可審査、完成検査前検査及び保安検査の手数料を改定するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2危険物の規制に関する事務の表第2項第2号中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第6項第1号中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第7項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 132 号

鎌倉市教育文化施設建設基金の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育文化施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

基金を改築、修繕等にも活用できるように用途の範囲を広げるとと
もに、基金の対象施設を規定するものである。

鎌倉市教育文化施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市教育文化施設建設基金の設置及び管理に関する条例（昭和55年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市教育文化施設建設等基金条例

第1条中「鎌倉開府800年を記念して、」を削り、「建設の」を「の建設又は整備の」に、「鎌倉市教育文化施設建設基金」を「鎌倉市教育文化施設建設等基金」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、教育文化施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育施設
- (2) 社会教育施設
- (3) 文化施設

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 133 号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市生涯学習センターのホール及びギャラリーの使用料を改定するものである。

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉生涯学習センターの部ホールの款入場料（会費）を徴収するものの項中「15,000」を「18,700」に、「20,000」を「25,000」に、「24,000」を「30,000」に、「59,000」を「73,700」に、「27,000」を「33,700」に、「33,000」を「41,200」に、「80,000」を「99,900」に改め、同部ギャラリーの款入場料（会費）を徴収するものの項中「39,000」を「52,000」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の鎌倉市生涯学習センター条例第7条第1項に規定する施設等（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 134 号

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

都市計画法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例(平成8年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。